

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和2年第6回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第156号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第156号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年11月18日

健康福祉局

議案第 156 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の主な内容

(1) 食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴う改正

(ア) 許可申請手数料の新設

(i) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 1件 9,600円

(ii) 水産製品製造業 1件 16,000円

(iii) 液卵製造業 1件 14,000円

(iv) 漬物製造業 1件 14,000円

(イ) 乳類販売業等の許可の申請に係る手数料の廃止

(2) 魚介類行商等に関する神奈川県条例の廃止に伴う改正

魚介類行商等の許可の申請に係る手数料の廃止

(3) 手数料の改定

営業許可を受けた者が、有効期間満了に際し同一の営業許可を申請する場合の手数料を、各業種の許可申請手数料で規定する額の2分の1から4分の3に改定

2 施行期日

令和3年6月1日から施行

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)から(102)まで 略</p> <p>(103) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円</p> <p>(104) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査 1件につき 9,600円</p> <p>(105) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 9,600円</p> <p>(106) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 9,600円</p> <p>(107) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円</p> <p>(108) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査 1件につき 9,600円</p> <p>(109) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円</p> <p>(110) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査 1件につき</p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)から(102)まで 略</p> <p>(103) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円</p> <p>(104) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査 1件につき 9,600円</p> <p>(105) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円</p> <p>(106) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円</p> <p>(107) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円</p> <p>(108) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円</p> <p>(109) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円</p> <p>(110) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円</p>

改正後	改正前
21,000円	
(111) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉処理業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>21,000円</u>	(111) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>集乳業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>9,600円</u>
(112) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食品の放射線照射業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>21,000円</u>	(112) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>乳類販売業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>9,600円</u>
(113) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>菓子製造業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,000円</u>	(113) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉処理業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>21,000円</u>
(114) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>アイスクリーム類製造業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,000円</u>	(114) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉販売業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>9,600円</u>
(115) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>乳製品製造業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円	(115) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉製品製造業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
(116) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>清涼飲料水製造業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>21,000円</u>	(116) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>魚介類販売業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>9,600円</u>
(117) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉製品製造業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円	(117) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>魚介類競り売り営業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
(118) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>水産製品製造業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円	(118) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>魚肉練り製品製造業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
(119) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>氷雪製造業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円	(119) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食品の冷凍又は冷蔵業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
(120) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>液卵製造業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,000円</u>	(120) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食品の放射線照射業</u> の許可の申請に対する審査 1件につき <u>21,000円</u>

改正後	改正前
(121) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円	(121) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
(122) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円	(122) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
(123) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円	(123) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
(124) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円	(124) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
(125) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円	(125) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
(126) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円	(126) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円
(127) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円	(127) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
(128) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円	(128) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく醬(しょう)油製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
(129) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円	(129) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
(130) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円	(130) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 16,000円
(131) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円	(131) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円
(132) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基	(132) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基

改正後	改正前
<p>づく <u>密封包装食品製造業</u>の許可の申請に対する審査 1件につき <u>21,000円</u></p>	<p>づく <u>納豆製造業</u>の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,000円</u></p>
<p>(133) 食品衛生法<u>第55条第1項</u>及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>食品の小分け業</u>の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円</p>	<p>(133) 食品衛生法<u>第52条第1項</u>及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>めん類製造業</u>の許可の申請に対する審査 1件につき 14,000円</p>
<p>(134) 食品衛生法<u>第55条第1項</u>及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>添加物製造業</u>の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円</p>	<p>(134) 食品衛生法<u>第52条第1項</u>及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>そうざい製造業</u>の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円</p>
<p>(135) <u>削除</u></p>	<p>(135) <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円</u></p>
<p>(136) <u>削除</u></p>	<p>(136) <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査 1件につき 21,000円</u></p>
<p>(137) 食品衛生法<u>第55条第1項</u>の規定に基づく第103号から<u>第134号</u>までに掲げる営業の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合の申請に対する審査 1件につき 第103号から<u>第134号</u>までに掲げる営業の区分に応じ当該各号に規定する額に<u>4分の3</u>を乗じて得た額</p>	<p>(137) 食品衛生法<u>第52条第1項</u>の規定に基づく第103号から<u>前号</u>までに掲げる営業の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合の申請に対する審査 1件につき 第103号から<u>前号</u>までに掲げる営業の区分に応じ当該各号に規定する額に<u>2分の1</u>を乗じて得た額</p>
<p>(138) 食品衛生法<u>第55条第1項</u>の規定に基づく第103号から<u>第134号</u>までに掲げる営業の5月以内の短期間の営業の許可の申請に対する審査 1件につき 第103号から<u>第134号</u>までに掲げる営業の区分に応じ当該各号に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>(138) 食品衛生法<u>第52条第1項</u>の規定に基づく第103号から<u>第136号</u>までに掲げる営業の5月以内の短期間の営業の許可の申請に対する審査 1件につき 第103号から<u>第136号</u>までに掲げる営業の区分に応じ当該各号に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>(139)～(151) 略</p>	<p>(139)～(151) 略</p>
<p>(152) <u>削除</u></p>	<p>(152) <u>魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）第3条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査</u> <u>ア 新たに申請する場合（ウに該当する場合を除く。）</u> <u>（ア） 魚介類行商 1件につき 4,900円</u> <u>（イ） 魚介類加工業 1件につき 6,500円</u> <u>（ウ） 発酵乳等販売業 1件につき 4,900円</u> <u>イ 営業許可を受けている者が、当該許可の有効期間（有効期間が5月</u></p>

改正後	改正前
	<p>を超える場合に限る。) の満了に際し引き続き同一の営業許可を申請する場合</p> <p><u>(ア) 魚介類行商 1件につき 2,450円</u></p> <p><u>(イ) 魚介類加工業 1件につき 3,250円</u></p> <p><u>(ウ) 発酵乳等販売業 1件につき 2,450円</u></p> <p>ウ 5月を超えない期間を付して新たに申請する場合</p> <p><u>(ア) 魚介類行商 1件につき 2,450円</u></p> <p><u>(イ) 魚介類加工業 1件につき 3,250円</u></p> <p><u>(ウ) 発酵乳等販売業 1件につき 2,450円</u></p>